

緊急院内集会

ストップ!国立大学有期雇用職員雇い止め

全ての国立大学に「無期転換ルール」の適正な実施を求める

日時:2017年12月4日(月)16:00～ 会場:参議院議員会館B104会議室

主催:東京大学教職員組合(東職)/首都圏大学非常勤講師組合/全国大学高専教職員組合(全大教)

賛同団体:全労連、国公労連、日本私大教連、公大連、都大教、学研労協、関東ブロック国公、東京国公、東北非正規教職員組合、関西圏非常勤講師組合、琵琶湖ユニオン

<開催趣旨>

全国の国立大学では、少なくとも7万人を超える有期雇用の教職員が日々の教育研究を支えています。

改正労働契約法による無期雇用転換権は1年更新の有期雇用労働者の場合、2018年4月から発生しますが、国立大学では未だに多くが、将来の抽象的な「整理解雇リスク」などを理由に5年を超えて雇用契約を更新しないとする就業規則を作り、業務は継続的にあるのに無期雇用への転換を回避する目的で雇止めを行うという、法の趣旨に反して雇用を不安定化させる対応姿勢をとっています。

なかには、「別途の無期雇用制度」と称して「職域限定職員」(東京大)、「限定正職員」(東北大)などの新制度を作り、それらの新制度による新たな募集への採用以外の無期雇用化の可能性を断つ法の趣旨と全く異なるやり方を進めたり、法の規定を悪用して、無期雇用化させないために雇用に6ヶ月のクーリング期間を置く対応を目論んだりするものまであります。

非常勤講師については、東京大学などで労働者として認めず、無期転換権も発生させず、過半数代表の選出からも排除するなどの違法な対応が問題になっています。

一方で、国立大学の中でも労使の取り組みで、雇用上限を撤廃し原則無期雇用へ転換するもの、全学的に一定の基準で無期雇用化可能なポストを洗い出し、それまでの勤務実績の評価に基づいて無期雇用化を進めるものなどが出てきています。国立大学でも無期転換ルールへの対応は「やればできる」ことが現実になりました。また、非常勤講師問題でも労働者としての適法な扱いを求める運動を通じて待遇改善に至る成果を実現した例が生まれています。

この集会では、大量雇い止めの危機が迫る事例と前進事例それぞれの報告、また有期雇用教職員当事者や国立大学の無期転換ルール対応を注視するさまざまな立場の皆さんの声を通じて、来年3月に迫った雇い止めをストップさせ、すべての国立大学に法の趣旨と道理に沿った対応をさせるため、政治と世論の力の結集をめざします。

【プログラム】

開会挨拶

賛同団体ご挨拶

政党・議員連帯ご挨拶(随時ご発言いただきます)

<基調報告>無期転換回避目的の大量雇い止めの危機が迫る大学

- ・東京大学
- ・東北大学

無期転換ルールに基づいた労使の取り組み事例報告

- ・名古屋大学
- ・山形大学

非常勤講師問題での事例報告 ・早稲田大学

フロアからの発言、討論

まとめ